

油症問題の同時代史的考察（9）

予防原則と系譜描写の前景

戸倉恒信

十四、優生思想と油症問題

これまでの議論を通じ、筆者が油症事件を「油症問題」へと改める理由が、一応なりとも理解されたはずである。「油症事件」をめぐる論議は、いわゆる実定法律上の「解決」を念頭に、当事者（被害者／加害者）を認定する裁定のプロセスを基に著されていた（既存の『事件史年表』を参照）。即ち、日本と台湾で起きた「事件」は、共に法制度のあり方に答えるべく提出された「教訓」論にしたがって、「国内史」へと演繹されていたのである。無論、それ自体を間違いだというつもりはない。国家的枠組みの「外での再発」を認識できなくするフレームが、実定法の展開に縛られた『事件史』だった

と述べているだけである。そうした「一国制度史」の創作活動を支持すれば、日本の『油症事件史年表』が1968年（頃）から始められ、台湾のそれを1979年（頃）から記す作業が、それなりに「正しく」認識されるのだから。しかし、被害者を起点とする「病いの影響」描写が、台湾に於いて如何なる騒擾を齎すのかを、殆どの「国際人」は意識していなかったのも事実である。自／他の関係を実体化するフレームを温存したまま、台湾と日本の事件をパラレルに認識することは、却って油症問題を顕在化させることにもなったのである。事件の再発「予防」を、再発「認識」に先んじて語るパラドックスは、右のような『事件

史』『認識』を前提に展開されていた。だからこそ、ここに改めて文化の相対的側面——婚入者の姓氏を取り込む（或いは取り込まない）家族制度——とは別に、油症という「病い」に医療の進歩が干渉できていない問題に向き合う必要があるのだ。「予防」ということばが何を取り込んできたのかを知るためにも。

さて、前回の討論で引用した『要請書』の「新たな研究班を組織して、（油症の）治療研究にあたつて」ほしい、という項目は、医師が「油症」に干渉できていない現実を捉えて発信されたものである。しかしこの要請の「意味」が、医療従事者の耳にどのように届いているのかを検証しなくて

は、漠然と「研究」の要請をしただけに終わってしまうはずである。医療の進歩とは、人間に降りかかる病いを治癒する半面、結核やハンセン病に対する世間の「眼差し」がそうであったように、「健常者」による

社会秩序への関心にも同時に答えていたことは、意外にも意識されていない。つまり、医療が「病い」に干渉できていない現実に向き合う医療従事者は、「治療の研究にあたる」と同時に、健常者「グループ」がこの現実に関心をもつよう促しているの。「油症」に向き合う医療従事者のレポートに、グループバイオロジーの描写——「中毒第二世代の子供は、其の行為に異常な現象が有り、特に身体が優れず、集中力がなく、不良行為、攻撃性ある行為等が、それと対照するグループに比して高かった」——が無批判に採用されていたのはそれが故である。つまり、「油症」を見つめる医療従事者は、「われわれ」の関心に答えるべく、学問的根拠に基づいて、被害者とその家族を数理統計的に峻別しているのである。だからこそ、このレポートが、油症被害者支持協会の設立大会で頒布された事を忽諸してはならないのだ（第七回を

参照）。向き合うべき問題は、なぜ被害者の「支持」を謳う協会設立の文脈で、こうした資料の頒布「行為」は不問にされたのか、である。

これについては、「学」的根拠の「根拠」たる所以が、理論の明晰性ではなくして、その「場の雰囲気」に負う現実から説明できる。例えば、わたしたちは普段「学歴」という概念を「学びの歴史」とは解さず、学校という教育現「場」に居た歴史を指すものとして使用している。卒業証書が必要とする「場」にあつては、学校在籍の歴史に「学」的根拠を与えるのが「コモンセンス」だからである。しかし、そうした証書が無条件に「知」を代弁し、そこに更なる「学」的信頼を覚えるのは、本来の語義を逸脱した解釈である。そして、こうした雰囲気は、学者も学者で、自らをどのように実体化することで「学者」たり得るといふ旧慣によって下支えされている。だから、当該協会の設立大会が台湾大学病院内で挙行され、協会事務所が同校内の公共衛生「学棟」に置かれる事実は、本来学的に提起される命題を、却って「学」的に不問にしてゆく。公共衛生「学」が抱え続ける「倫理」

問題が、当該「学棟」で議論されない理由は、もとより倫理「学者」の不在によるものだが、だからこそ墮胎数を「1979年」から典型認識した報告書を想起して、「優れた生」という観念の「学」的根拠を精査しなくてはならないのである（第六回を参照）。そこで、本節では当該思想をめぐる縷説を避け、優生「学の成り立ち」を通じて、優生「学が何を指定しているのか」に接近してゆくことにしよう。

ユーゼニックス (Eugenics) という語が日本に輸入された時、識者はこれを「人種改良学」、或いは「人種改善学」と訳していた。この事実は、ユーゼニックスがバイオロジーの一分科に属することを如実に物語っている。動植物に対して用いる「品種改良」という概念を、そのまま人に「応用」しているからである。だから、この「学」が原理的に持つている「応用」志向から、「Eugenics」を「優種学」と称するのは、やぶさかではなかった。人を「優良」というカテゴリーから峻別し、「人種」を実体化し、更に序列化する精神的準備は、二つの戦捷を通じて出来上がっていたのだから。

とこの「Eugenics」は、チャールズ・ダーウィンの『自然淘汰』に依る種の起源』（1859）を端緒とし、彼の徒弟であるフランシス・ゴルトンが、1865年に発表した『遺伝的才能と天才』によって「対義語的」に成立したものである。具体的には、前者が死亡率を観察して「適者」生存の原則をトレースしてゆくのに対し、後者は「出生率」から前者と同様の結果に到達するものとして構成された。そして、この構成法はいえ、まず「優れた者」を、法官、政治家、将軍、神学者、文学者、科学者、詩人、芸術家から画定し、其の「養子と実子」を比較して「次世代への影響」を捉え、その上で「優れた者」の輩出が、生物学的遺伝（実子）によるところが大である点を主張するのである。かくて、天性が訓練よりも重要である「学的根拠は、優者「から」始まる系譜描写を以って演繹されたのだ。しかし二十世紀に入り、こうした生物学的知識は、地政「学的」なそれへと強化されていった。例えば、彼は1904年に改めて『優生學、其の定義・範圍と目的』を著し、その中で「國民・國家」的な情緒と、「家族」とをより

- 一 確實に知り得る限りの遺傳法則の知識を普及し更に其の研究を進むること。
- 二 古代及び近代の國民に於ける社會の各階級（國民としての價值に依つて分類せる）の出生率を研究すること。
- 三 大なる繁榮せる家族が如何なる祖先より來りしかを示せる信憑すべき材料を蒐集すること。
- 四 結婚に及ばせる影響を研究すること。
- 五 優生學の國家的に重要な所以を絶えず指摘すること。

強固に結び付けている（史料一）。だからこそ、これが「望ましくない者を集めてしまおうとする原則」（ジャック・ドンズロ）と合致する点を見逃してはならないのである（第四回を参照）。そして、この「1904年」が日露開戦の年にあたり、また『癩預防二關スル件』公布の三年前であったことは、特筆すべきである。出生率に人為的に干渉する「人為淘汰」という觀念の受容と、グループ・バイオロジーとしての『學術』人類館』の出現とが、まさに同時代史的に生じる事を命題化するためにも。学問的語彙を散りばめて「人種」を展示する作業が、植民地を統治する日本帝国の「優生學的立場」に位置する問題を不問にしたのも

史料一：ゴルトンの「定義と目的」
綱領（ポペノー『應用優生學』より）

（第五回を参照）、当時のロンドン大学で人間社會における「適者の基準」を定めるべく、特待研究生學資制度が設けられている事（1904年）から実証可能である。つまり、制度的に「適者」を大量生産しようとする、こうした「制度」自体を、日本は欧米から「學的」な根拠を介して採り入れていたのである。その典型例を一つ紹介しよう。

ポール・ボウマン・ポペノーは、『應用優生學』に於いて、ドイツ國民衛生協會が1914年の例会で採用した『應用優生學の問題に關する決議案』——若し獨逸帝國にして躊躇することなく最大精力を傾注し、内治外政の方針を改造すると共に全國

う。生物一般に執行される「人為的淘汰」法とは異なる「応用」の意味が窺い知れよう。政治的「地位の確保を目的とする」応用が、他者をどう画定し、「如斯目的を實現せん」ために何を行つたのか、その「学」的根拠について、大正から昭和初期にかけて雨後の筍の如く出現する当該研究の「叢書」から、思考構造を紐解く意味はあろう（史料二）。例えば、東大心理学者の松本亦太郎は、齋藤茂三郎著『優生學』の序文に於いて、欧米諸国におけるユーゼニックス「に關する著述亦漸く多からん」ことを述べ、「我

優生學がある行為等が、それと対照するグループに比して高かった」という統計結果を必要としたのは「誰」だったのかを考えてみよう。こうしたデータの必要性を『優生保健法』

本講座は民衆全くと新なる見地から

既刊優生學概論と人類遺傳學
既刊優生學と社會衛生學
近刊優生學概論
未刊優生學と生物學
未刊環境人類學
未刊一般測定學
未刊生物測定學
未刊生物環境學
未刊優生學と醫學
未刊血液型と民族學
未刊優生學と心理學
未刊優生學と教育學
未刊優生學と結婚衛生學
未刊優生學と社會衛生學

體裁上
一冊約三百頁・全十冊箱入美本・內容切實・讀切・全

讀了月五頁百數 解了 費會 一每申 時排拂金 卅五二二 圓圓 (送料 冊に付十八錢) 二圓八十八錢)	芳雄 未刊 優生學と人口論 博士學 下村 宏 吾 未刊 優生學と法律 博士學 牧野 英一 潜 未刊 優生學と犯罪及精神科 博士學 杉田 直樹 喜享 未刊 優生學と母性及び兒童 博士學 南崎 雄七 眞次 未刊 優生學と戰爭 博士學 永井 潜 卓 未刊 產兒調節と斷種法 博士學 齋藤三郎 新 近刊 民族と種族 博士學 古屋 芳雄 尾 未刊 優生學と宗教 博士學 佐藤 定吉 理一 未刊 優生學と體育 博士學 吉田 章信 種基 未刊 優生學と胎教 博士學 阿部 文夫 園治郎 未刊 優生學と系圖 博士學 石川千代松 源三 未刊 優生學と性問題 博士學 石川千代松 藤 未刊 婚姻形態と出生 博士學 戸田 貞三	挿多 頁百數 費會 一每申 時排拂金 卅五二二 圓圓 (送料 冊に付十八錢) 二圓八十八錢)
---	--	---

優 生 學 講 座

本講座は民人を愛するあらゆる人士の好伴侶
 全く新なる見地からの展望を得しむる最高露臺

既刊	優生學と人類進導學	古屋 芳雄
近刊	優生學と社會生活	文部 選吾
未刊	優生學概論	永井 潜
未刊	優生學と生物學	早稲田 喜孝
未刊	環境と人類學	西村 真次
未刊	一般遺傳學	駒井 卓
未刊	生物測定學	寺尾 新
未刊	生物環境學	田中 義廣
未刊	優生學と醫學	川上 理一
未刊	血液型と民族問題	高橋 種基
未刊	優生學と心理學	博士學士 波路岡治郎
未刊	優生學と教育	市川 源三
未刊	優生學と結婚問題	佐藤 正一
未刊	衛生學と社會衛生學	博士學士 三宅 晴

未刊	優生學と人口論	下村 宏
未刊	優生學と法律	神津法典
未刊	優生學と犯罪及精神病	博士學士 牧野 英二
未刊	優生學と母性及兒童	南崎 雄七
未刊	優生學と戦争	博士學士 永井 潜
未刊	產兒調節と斷種法	博士學士 齋藤彦太郎
未刊	民族と種族	吉澤 芳雄
未刊	優生學と宗教	博士學士 佐藤 定吉
未刊	優生學と體育	博士學士 吉田 幸信
未刊	優生學と系圖學	博士學士 阿部 文夫
未刊	優生學と胎教	博士學士 石川千代松
未刊	衛生學と性問題	博士學士 戸田 貞三
未刊	出生學	博士學士 石川千代松

内蔵書
 一冊判二冊約百頁・一號分組紐に
 上製箱入美本・内容平易難題組紐
 にも一讀了解す
 費會 申込金 毎月掛金 二二五圓(最後の會費に付十五圓)
 併五圓(送料) 送料一圓(入札八錢)

關 山 雄

三ノ宮町飯坂町麩市京東
 番五八六一東京區口管

呈 進 本 見

史料二：1932年の「優生学」叢書目録

十五、おわりに

これまで、日本と台湾で起きた油症「事件史」の個性差を鑑みながら、それらが有する公約数を議論の中心に据えてきたが、読者の多くは、本論旨が既存の『油症事件史』から外れていたことに戸惑ったはずである。今になって種明かしをすれば、本論は、嘗てマルク・ブロックが『比較史の方法』で述べた、「隣接していると同時に、同時代のものであり、相互に絶えず影響を与えあっており、発展の過程に於いて、まさにその近接性と同時性故に、同一の大きな原因の作用に支配されており、少なくとも部分的には共通の起源に遡りうる諸社会」（高橋清徳訳・創文社・1975）を捉えることを目的としたが故に、こうした諸論を展開させる必要があったのだ。しかし日本と台湾で生じた類似事件を、「その近接性と同時性故に、同一の大きな原因の作用に支配され」る出来事だと看做すのは、「教訓」を引き出す上ではごく当たり前の作業である。だから、国家的介入や、実定法律がなければ「再発」は防止できないと考えられてきた、これまでの運動の前提「から」考える必要があったのだ。

しかし、国家がわたしたちの生を何らかの「基準」から管理すべきである、という主張は、「一面」に於いて妥当性はある。ただ、この「妥当性」は、これまで基準にされなかった「公約数」を通じて検証されなくてはならないはずである。比較可能な換算「基準」を、わたしたち自身の力で構成してゆくこと。それは人々の生をめぐる「公約数」を、わたしたちが、国家の側から取り戻してゆく作業を意味する。そうした作業の下では、「合法的行為は正しい」という思考は命題化し、事件史の所産に寄りかかる精神自体も命題化してゆくであろう。ブロックの比較史研究が、社会運動史「認識」に与える積極的な意味は、本来そこにあるのではないか。

ところで、生をめぐる「公約数」を、国家の側から取り戻してゆく「企て」の前に最初に現れた問題は、未だに「糠油」というモノを、その存在性から忌避している被災地の現状であった。この現状「認識」をめぐって、便宜上別の「モノ」——ダイオキシンから問題を提起すれば、「モノ」をなくしてゆく運動組織が、カネミ油症事件の「活用法」を手に入れながら、なぜ「糠油」

というモノの辿った歴史を命題化できなかったのかである。この、二つの「モノ」をめぐる問いは、それらを排除する実践プロセスと対応していた。事件を受けて、九州を中心に糠油の市場は縮小し、台湾では産米を使用した糠油自体が消失する歴史的事実に、向き合わなくてはならないと筆者が考える所以は此処にある。問題は、この背後に存在する機制が、モノに使用する「人為的淘汰」を、人へと「応用」する学的根拠（優生学）と、そして法的根拠（優生保護（健）法）である場合、人を品種（モノ）に引き直して選別する行為は、そうした法が「有効」な時空に於いては「合法的行為」となり、だから「正しかった」という論理を生む点に生じる。つまり、日本と台湾では、人の排除に対する「正しさ」が相対化するのである。実定法律主義の恐ろしさはここに在る。

だからこそ、日本における『優生保護法』廃止の本質的な「理由」を振り返り、「人とモノ」の排除の歴史から、油症事件の被害者と、其の家族が向き合っている現況を、わたしたち自身の力で考えてゆかなくてはならないのだ。糠油というモノが台湾で消

失し、日本でその市場が縮小する「個性差」は、両地の宗族観の相対性——婚入者の姓氏を取り込む家族制度か否か——から実証されていた。親戚関係が近隣関係よりも強く意識される台湾に於いては、油症事件に連関する「人とモノ」も、より強く実体化されるからである。「次世代への影響」ということばの「重み」が人とモノの「排除の強さ」に比例するのは、それが故である。とすれば、この思考法自体を問題化できる「公約数」を手に入れることなく、油症被害者とその家族が向き合っている問題を「人」権侵害だと称し、人の「救済」の申し立てを国へ行うことは、国家制度的な「解決」を幫助することにはなっても、「モノと人」を排除している問題史に向き合うことにはならないはずである。

そこで、前述の論旨から為すべき提言とは、被災地を中心に数十年に渡って展開した「糠油」というモノと、そして人の淘汰（排除）の歴史に、具体的「行為」を介させる何らかの試みということになる。即物的な社会関係から、自己批判を客観的に行う環境をまず構築し、モノと人との関係項を組み替えて行く作業は、遅かれ早かれ

必要であるはずだ。その上で、国家の定める基準から篩い落とされる「被害者」に手を差し伸べるのであれば、国家という権力装置から「独立した」、いわゆる市場構成者による経済・技術的支援による途は開かれてゆくのだから。良識ある消費者ならば、これまで展開されたモノと人の排除の理由が何であったのかを自問自答するはずである。モノの排除を人に「応用」した、あの嘗ての「国民」運動が、糠油を葬り去る「消費者」運動に深く関与してきた以上、油症問題の処理を再び国民・国家に委ねてはならない。わたしたちは、被害者の認定基準の「不完全性」を予め理解した上で、そうした不完全な制度から篩い落とされる人とモノに国民としてではなく、「市民」として向き合うべきではないのか。

今、心静かに考えるべきことは、糠油というモノの「生産」に携わっている人と、他方で、そのモノの「排除」に携わっている人は、国内法にいうところの「解決」を念頭においた、当事者（被害者／加害者）をはるかに超す「日本と台湾」の人々だという構造である。近年、台湾の農業改良所では、この切実な問題を勘案して、ようや

く「廃棄物としての米糠を用いて石鹸を作り」出したりしているが（許愛娜「美膚天然又環保的糠油潤膚皂」・2008）、日本の油脂業界は、これまで蓄積してきた経験と技術を、台湾に於ける糠油の生産・販売・廃油の回収を含む、あるべき消費社会の「再生」作業に貢献してゆく同時代史的な責務を担っているはずである。仮に、被災地に於ける糠油の「国を越えた」交流を行わせることが可能だとすれば、其の時点で被災地に於ける血縁・地縁の情緒的呪縛から少なくとも「モノ」は開放されてゆくはずである。油症問題に於いて、人の「国を越えた」交流が積極的な意味をもつのは、モノと事を媒介させることであろう。「日本は世界に向けて的確な情報を提供する責務がある」のは、事物の序理（倫理）に於いてそうなのであって、単なる「次世代への影響」を謳うことに於いてそうではないのである。

（おわり）
（とくち つねのぶ）

連絡先：douis@ms53.hinet.net